

令和3年度 やまなし明るい未来づくりプロジェクト

地域ブランドの確立による地域の「稼ぐ力」向上に向けた
ブランド戦略有効性の実証事業

参加事業者公募要綱

令和4年1月

山梨県知事政策局政策調査グループ

1. 実証事業の概要

我が国では前例のない速度で少子高齢化が進むとともに、環太平洋パートナーシップ協定（2018）が締結されるなど経済活動のグローバル化が進み、市場環境の変化とともに、消費者のニーズも大きく多様化しています。

また、情報通信技術（ICT）の発展によりソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が普及し、人々の新たなコミュニケーション方法と生活様式が広まり、商習慣においても、非対面・オンライン活動が増加しています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、これら消費者ニーズの多様化や非対面・オンライン活動の増加を加速化させており、生産者・事業者には、ICT を活用した非接触型の商習慣への適応や SNS を通じた新たな付加価値の創出などへのチャレンジが求められています。

一方、本県には上質で魅力的な地域資源が数多くありこれまでも様々な形でプロモーション活動を推進して参りましたが、「山梨」という地域としてのブランド概念が明確でなく、統一感もなかったため、その優位性が十分に認識されているとは言えない状況にありました。

このため、山梨県では令和3年3月に、これら地域資源のプロモーションの指針となる「やまなし地域プロモーション戦略」^(注)（以下、「戦略」という）を策定し、①地域のブランドコンセプトを「上質」とすること、②地域ブランドの価値向上と地域資源の品質向上による相乗効果の創出、を戦略の柱としました。

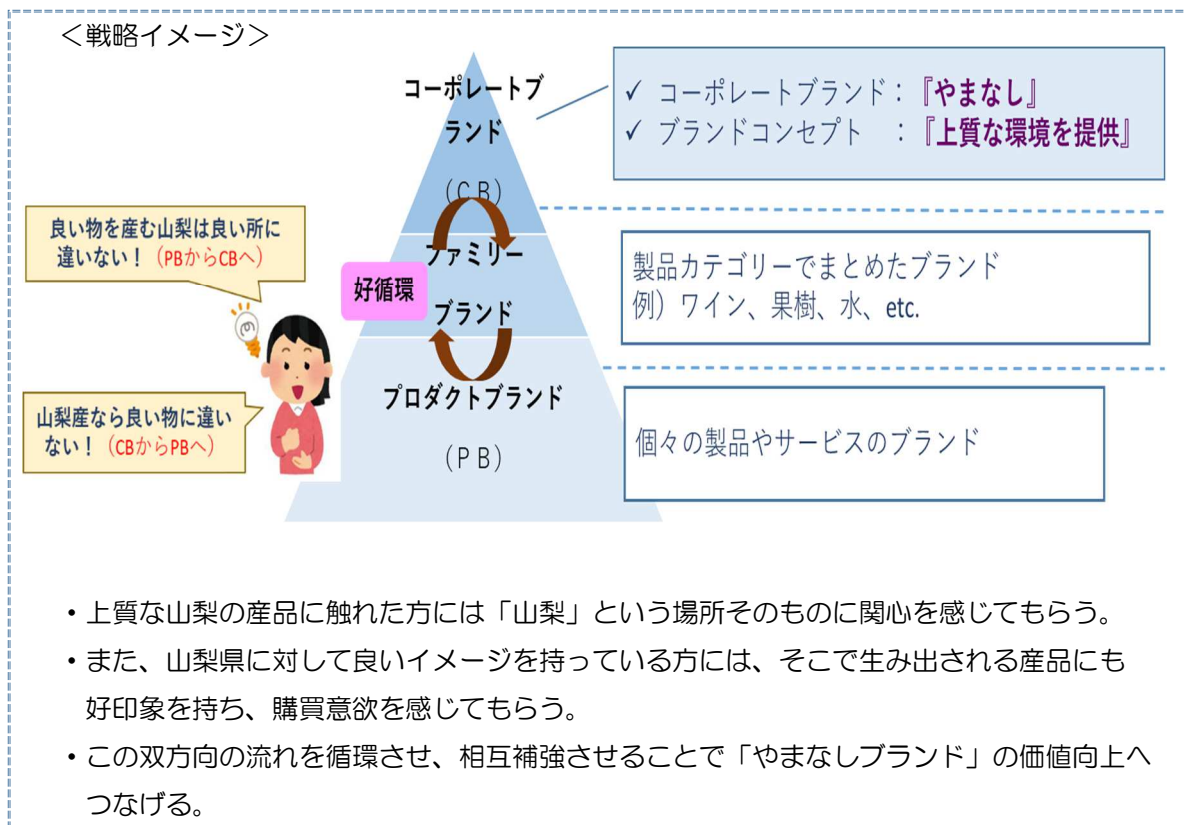
こうした背景を踏まえ、本事業は、地域資源を活用した製品やサービスの販売などの収益事業を行う事業者の活動と県のプロモーション活動を連携させ、前者における後者の有効性、後者における前者の寄与度を検証するものです。

（注）やまなし地域プロモーション戦略とは・・・

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/local-promotion-plan202103.html>

○「山梨」という地域そのもののブランド価値を高めることを目的に、県が実施するプロモーション活動の指針として R3 年 3 月に策定。

○地域のブランドコンセプトを「上質」とし、「ブランドと資源」双方の価値の相乗効果の創出を目指すことを主内容としている。



2. 実証事業の意義

1. で述べた「戦略」の推進において最も重要なゴールの一つは、民間ビジネスの活性化を通じた地域経済の活性化です。

山梨県の政策と民間事業者の活力の強力なシナジー効果により地域経済の活性化を図ることを実証する本事業は、山梨県にとって非常に重要な取り組みと位置づけております。

このため、本県としても応募事業者の皆様の取り組みを最大限バックアップし、地域経済活性化の成功モデルを作り上げたいと考えています。

3. 実証事業の目的

山梨県では、「やまなし地域プロモーション戦略」の推進を通じて、①地域ブランドの確立と、②地域ブランドの価値向上と地域資源の品質向上による相乗効果の創出、に取り組むこととしています。

この戦略の有効性を、実際の収益事業に取り組む事業者の皆様の活動を通じて検証するために、本実証事業を実施することとしました。

本事業では、山梨県が行う各種のプロモーション事業と連携して収益事業に取り組む事業者を募集し、応募する事業者には、県からの全面的なサポートの下で、上記の「戦略」に基づき、以下に取り組んでいただきます。

- ①地域資源を活用して創出される製品やサービスを国内外へ販売するなどの収益を目標とした事業（以下「収益事業」という。）を行うこと。
なお、販売促進活動の実施にあたっては、次の点に留意すること。
 - ・デジタル技術を活用すること（SNS 等による発信など）
 - ・山梨県の「戦略」と整合した参画企業のブランディング、情報発信やプロモーションを行うこと
- ②県のプロモーション活動へ協力（コンテンツ提供、取材協力等）すること。
- ③「戦略」の有効性や課題について県へフィードバックすること。

4. 応募者が取り組む収益事業の内容

（1）定義

本実証事業の目的に鑑み、応募者が取り組む収益事業を、「地域資源を活用して創出される製品やサービスを国内外へ販売する」事業と定義します。

ただし、この販売活動には「ICT を活用した非接触型の商習慣への適応」と「SNS を通じた新たな付加価値の創出」に関する取り組みを必ず含めることとします。

（2）収益事業の規模

収益事業の規模に制限はありません。

（3）収益事業の実施期間

収益事業の実施期間は、応募事業者の採択決定の日から収益事業実施報告書の作成も含めて令和6年2月20日（予定）までに完了する範囲とします。（これ以前に終了する形での提案も可とします。）

5. 山梨県による支援

採択された収益事業について、山梨県からは以下の支援を実施します。

(支援は3(3)に記載する期間を予定しています。)

- ①山梨県のブランド戦略推進の観点から、山梨県及び経営、ブランド戦略やデジタルマーケティングの専門家による応募者が行う収益事業に係る計画のブラッシュアップ及び実行支援

- ②山梨県が実施する各種のプロモーション活動との連携
 - ◇想定例
 - ・県が実施するデジタル基盤を活用したプロモーションにおいて、応募者の取り組みの重点PR及びプロモーション結果のフィードバック
 - ・県がプロモーション用に作成する各種のPRコンテンツの提供

- ③その他関連する山梨県の事業との連携、協業機会の提供

- ④その他可能な範囲での支援の提供

6. 応募資格

本実証事業の実施主体は、原則として法人格を有する民間事業者又は団体で形成されるコンソーシアム（共同事業体）とします。

(1) コンソーシアムの定義

本実証事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）及び代表団体と本実証事業における収益事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体等」という。）を一体として指すこととします。すなわち、代表団体と本実証事業に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含めないこととします。

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は代表団体にはなれないものとします。ただし、有限責任事業組合（LLP）は代表団体になることが可能です。

代表団体は、採択の後に、山梨県と委託契約を締結します。本委託契約締結後のコンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。また、代表団体は、参加団体等と契約を結ぶこととなります。

(2) コンソーシアムの構成要件

応募は、以下の要件を満たしたコンソーシアムのみとします。

コンソーシアムは、「(3) コンソーシアムの構成員に係る資格要件」に示す「代表団体」及び「参加団体等」によって構成されます。

コンソーシアムは、法人格を有する民間事業者又は団体を複数社含む構成とします。また、代表団体は、原則日本における法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は応募できないものとします。

本実証事業においては、コンソーシアムをひとつの組織体として認識します。従って、事業に関する連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、コンソーシアム構成員全員の責任において共有してください

(3) コンソーシアムの構成員に係る資格要件

①代表団体

代表団体は、自ら収益事業の一部を実施するとともにコンソーシアム全体としての収益事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての機関です。

また、山梨県との委託契約における受託者として、契約責任を有します。したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、本実証事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのため
の人員等の体制が整備されていること。

収益事業を実施できる財政的健全性を有していること。

総括事業代表者（プロジェクトリーダー）および事務管理責任者を代表
団体にて任命すること。

②参加団体等

参加団体等は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、収益事業を実施します。また、代表団体との本実証事業における収益事業に係る契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体等は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、本実証事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

- ・事業に主体的に取り組む人員がいること。

(4) その他

本実証実験の目的に鑑み、本県の地域資源を活用して創出される製品やサービスを販売する事業者であれば、法人の所在地は不問です。

一方、山梨県に所在地を持つ法人であっても本県の地域資源を活用しない製品やサービスのみを販売する事業者は参加することができません。

7. 応募方法

(1) 募集締め切り

令和4年2月18日（金） 17：00（必着）

(2) 提出書類

- ①公募申請書 【様式1】・・・1部
- ②事業計画書 【様式2】・・・3部
- ③コンソーシアムの概要【様式3】・・・3部
- ④代表及び参加団体等の概要【様式4】・・・3部

<注意事項>

プロジェクトリーダーの経歴について明記すること。

- ⑤誓約書【様式5】・・・3部
- ⑥その他参考資料（必要に応じ）・・・3部

(3) 書類の提出先

提案書類は締切日時までに郵送・宅配等により以下に提出してください。

なお、書類に不備がある場合は、審査対象となりません。また、締切日時を過ぎての提出は受け付けません。

また、様式 1～5 の電子ファイル（ワード、エクセル及びその PDF ファイル）を、別途、電子メールにて chosa@pref.yamanashi.lg.jp 宛てにご提出ください。

※1 回のメールでの添付ファイルを含むメールの受信容量は 10MB 以下となります。

提出された提案書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用致しません。また、提案書類の返却は致しません。

【提出先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県知事政策局政策調査グループ
やまなし明るい未来づくりプロジェクト
実証事業事務局 宛

8. 審査

審査は書類のみで行います。審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。審査基準は下記の通りです。

【審査基準】

- ①事業性（将来の成長可能性）に関する評価
 - ・ビジネスモデルや事業収益化までのスケジュール、事業内容、成果、今後3年間の事業計画・収支計画等が具体的に記載されているか。

- ②収益事業の実現性に関する評価
 - ・本実証事業の実施に適した体制が組まれているか。
 - ・参加団体等の役割、取り組み内容が明確に記載されているか。

- ・財務・事務管理能力、その他事業を実施する能力があるか。
- ・本実証事業を円滑に実施するための強みが記載されているか。
 - －実績、ノウハウ、人的ネットワーク等々

③山梨県のブランド戦略との関係性への評価

- ・山梨県のブランド戦略を収益事業においてどう活用するか、代表及び参加団体等の成長にどう活用するか
- ・収益事業を通じ、山梨県のブランド戦略やその実行に対してどう貢献し得るか、どのような成果を目指すのか

④水平展開の可能性に関する評価

- ・代表及び参加団体等やコンソーシアム以外の事業者の成長（輸出拡大等）に寄与するものであること
- ・将来的に山梨県の内外に水平展開し得るビジネスモデルであること

9. 契約締結

採択された提案者については、山梨県との間で、実証事業実施に関する委託契約書を締結して頂きます。事業の開始は、契約締結日後となります。

本実証事業の実施にあたり、事業者の義務は以下のとおりとなります。

- ①事業者は、本実証事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、本委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、山梨県から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- ②本実証事業の実施状況の調査等のために必要と認めるときは、山梨県は事業者に報告を求め、又は山梨県の職員が本実証事業に関する帳簿等の調査を行います。事業者はこの調査に協力しなければなりません。
- ③山梨県は、事業者が実証事業の委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。
- ④事業者は、山梨県のブランド戦略の有効性について、山梨県が行う調査に協力しなければなりません。

10. その他

被採択者は、収益事業についてメディアから取材があった場合等、本収益事業が「やまなし明るい未来づくりプロジェクト実証事業」の支援を受け実施している旨、発信いただきます。

また、プロジェクトの成果について、成果報告会での発表やホームページ等での公開にご協力いただきます。

11. お問い合わせ窓口

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県知事政策局政策調査グループ
やまなし明るい未来づくりプロジェクト
実証事業事務局 担当 石田
電話：055-223-1584
メール：chosa@pref.yamanashi.lg.jp